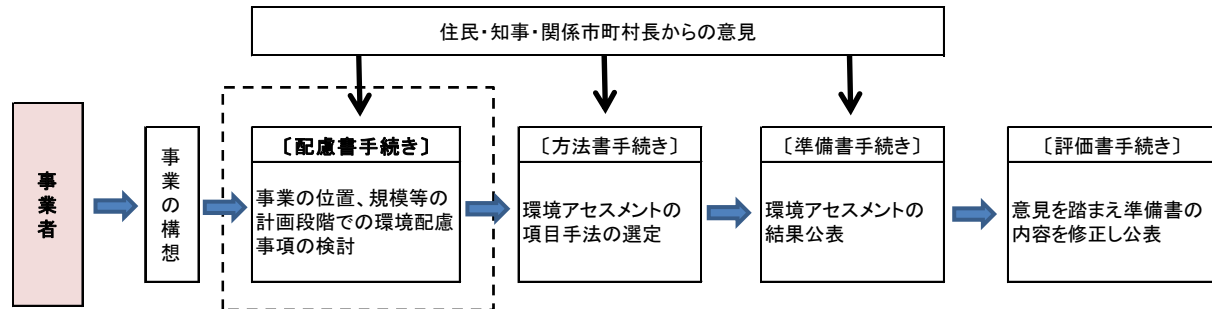


## 計画段階環境配慮書手続の導入について

### 1 計画段階環境配慮書手続とは

事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行う「計画段階環境配慮書」を作成・公表し、意見聴取を行うことにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続であり、環境影響評価法の改正により平成25年4月1日から導入された。

#### 【参考】改正後の環境影響評価法における手続の流れ



### 2 計画段階環境配慮書の具体的な内容

#### (1) 複数案の設定

「事業の位置・規模」又は「建造物等の構造・配置」に関する複数案を設定することを基本とする。  
(複数案を設定できない場合は理由を明記)

#### (2) 調査・予測・評価

- ① 配慮事項の選定：重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定
- ② 調査：原則として既存資料により、環境要素や自然的・社会的な状況を調査
- ③ 予測：事業による影響を可能な限り定量的に予測
- ④ 評価：複数案における重大な環境影響の比較整理により評価  
(単一案の場合、その計画が重大な環境影響の回避・低減を図っているか評価)

#### 【評価のイメージ】

	評価指標	評価の視点	A案	B案	C案
 道路（ルート複数案）	被影響対象までの距離	近接する住居に対する隔離距離が大きいこと	20m	40m	80m
	被影響対象となる数や量	影響範囲内にある住居の戸数が少ないこと	300戸	100戸	500戸
 廃棄物焼却施設（位置複数案）	被影響対象での騒音レベル	近接する住居における騒音レベルが小さいこと	62dB	59dB	57dB
	重要種に対する影響	影響を受ける重要種の数が少ないこと	影響小	影響大	影響中
	主要な眺望景観に対する影響	主要な眺望点からの眺望景観の変化が少ないこと	変化なし	1箇所で変化	3箇所で変化

### 3 各都道府県・政令市の状況 (H26.7 環境省調査)

#### (1) 都道府県の状況

区分	都道府県数	備考
導入済	21	条例：北海道、茨城、東京、福井、愛知、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、山口、香川、福岡、佐賀、長崎、大分、沖縄 要綱：埼玉、千葉、静岡
導入予定	1	条例：熊本(H28.4.1)
導入	22	
検討中	14	福島、栃木、群馬、新潟、富山、石川、山梨、長野、和歌山、岡山、広島、徳島、宮崎、鹿児島
導入しない予定	11	青森、岩手、宮城、秋田、山形、神奈川、岐阜、三重、大阪、愛媛、高知
計	47	

(2) 政令市の状況

区分	政令市数	備考
導入済	12	条例：札幌市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市 要綱：千葉市、広島市
導入予定	1	条例：相模原市(H27.7.1)
導入	13	
検討中	2	仙台市、さいたま市
導入しない予定	3	大阪市、吹田市、尼崎市
計	18	

※ 導入しない予定とした14自治体(11府県・3政令市)の理由

導入しない理由	自治体数
①法対象事業より規模が小さく、環境影響が小さい条例対象事業に対して配慮書手続を課すことは、時間的・経済的に過度な負担になるため。	8
②技術指針において、事業計画段階における複数案の検討や環境配慮を実施し、その内容を方法書に記載するよう求めているため。	4
③法対象事業や他自治体における事例における実効性を検証した上で検討するため。	2

4 配慮書手続の導入に係る効果と課題

効果	課題
事業計画の柔軟な変更が可能である早期の段階において、環境影響の比較検討を行うことにより、重大な環境影響の回避・低減を図ることができる。	法対象事業より規模が小さく、環境影響が小さい条例対象事業に対して配慮書手続を課すことは、時間的・経済的に過度な負担を強いることになる。
配慮書段階で把握した環境情報や環境影響の検討結果を、方法書以降の手続にも活用することができる。	公共事業の計画決定においては、社会的・経済的要因など様々な条件を考慮した上で地元との合意形成がなされるため、環境影響を主眼とした最適地とは必ずしも一致しない可能性がある。
事業の早期の段階から住民への情報提供等を行うことにより、信頼性・透明性の向上を図ることができる。	条例では自由競争である民間事業も対象としていることから、計画段階での事業計画の公表にはなじまない場合がある。

5 配慮書手続を導入する場合の主な検討事項

(1) 計画段階環境配慮書の作成

法では、計画段階環境配慮書の作成を、第1種事業では義務、第2種事業では任意としているが、配慮書手続を導入済の他の都道府県・政令市の状況を参考にこれらの取扱いを検討する必要がある。

また、配慮書手続を実施しなかった法第2種事業に対する、配慮書作成に係る条例の規定の適用についても検討する必要がある。

- ・ 計画段階環境配慮書の作成 第1種義務 【都道府県：14/22、政令市：9/13】  
第2種義務 【都道府県：0/5、政令市：1/2】
- ・ 配慮書を作成しない法第2種事業への条例による義務付け【都道府県：12/22、政令市：10/13】

(2) 配慮書に対する知事等の意見

法では、県・市町村・住民からの配慮書に対する環境保全の見地からの意見の聴取を事業者の努力規定としているが、配慮書手続を導入済の他の都道府県・政令市の状況を参考にこれらの取扱いを検討する必要がある。

- ・ 知事(政令市長)意見の提出が必須 【都道府県：9/22、政令市：13/13】
- ・ 意見を提出する際の審査会への意見聴取が必須 【都道府県：17/22、政令市：9/13】
- ・ 関係市町村長への意見聴取が必須 【都道府県：15/22】
- ・ 住民意見の聴取が必須又は事業者の義務 【都道府県：9/22、政令市：12/13】